

令和5年4月1日改定 広陵町立体育館使用料のご案内

問 スポーツ振興課 ☎ (55) 4414

広陵町立体育館の維持管理に要する経費は、皆さまに納めていただいている使用料と税金で賄われています。しかし、現在の使用料では、使用料収入が維持管理費を大きく下回り、維持管理費の多くを税金で負担しなければ運営ができないのが現状です。

そのため、以下のとおり、令和5年4月1日から、広陵町立体育館の1時間当たりの使用料の改定をさせていただきます。使用者の方にはご負担をおかけすることとなりますが、皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

広陵町内に住所を有する者（在勤者及び在学者を含む。）のみで使用する場合	広陵町内に住所を有する／中学生以下の者（※1）・65歳以上の者・身体障害者手帳などの交付を受けている者のみで使用する場合（※2）
-------------------------------------	--

広陵中央体育館

	1時間当たり		1時間当たり	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
アリーナ （全面）	800円 【緩和措置期間】	1,200円	600円	
アリーナ （半面）	400円 【緩和措置期間】	600円	300円	
格技場	500円		250円	
会議室	200円		100円	
卓球室	1台200円		1台100円	

広陵東体育館／広陵西体育館／広陵北体育館／真美ヶ丘体育館【アリーナ】

	1時間当たり		1時間当たり	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
アリーナ 【緩和措置期間】	400円	600円	300円	

真美ヶ丘体育館【会議室】【和室】

	1時間当たり		1時間当たり	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
会議室	200円		100円	
和室	150円		75円	

・各体育館アリーナの使用料については、負担軽減策として令和5年度の1年間を緩和措置期間とします。

・町内に住所を有する0歳から5歳までの子どもに対する運動を通じた支援事業を行うために使用するときには、無料とします。

・中学生以下の者（※1）のみで土曜日に使用するときには、無料とします。

・町外在住者（町内在勤者、在学者等を除く。）が含まれる場合の使用料は、規定の使用料の2倍とします。

（※1）中学生以下の者のみで使用しようとするときは、保護者、指導者等による申請及び使用時の同伴が必要です。

（※2）保護者、指導者、補助者、管理者等は、使用者には含めないこととします。